

『米欧回覧実記』と久米邦武

1 『米欧回覧実記』とは

1871（明治4）年11月12日に日本を出発して1873（明治6）年9月13日に帰国した海外使節団の記録であり、その編者が久米邦武である。

明治維新によって成立した明治新政府は、文化的先進国であった欧米諸国から近代国家建設の方法を学ぶために外国人専門家の招聘や日本人留学生の派遣などの事業を遂行したが、同時に明治初年に実施された主要な事業は、新政府の要人をこぞって集めた使節団の海外視察であった。後に久米によって『米欧回覧実記』まとめられることになるこの使節団の使命は、以下のようなものであった。

- (1) 幕末に締結された諸外国との不平等条約の改正。
- (2) 諸外国の視察と交流。
- (3) 諸外国の政治、社会の制度の調査、紹介。
- (4) 「殖産興業」、「富国強兵」のための技術の視察、習得、紹介。
- (5) 留学生の派遣。

このような意図のもとに企てられた使節団の代表を務める特命全権大使には右大臣の岩倉具視（公家）があたり、副使には木戸孝允（長州）、大久保利通（薩摩）、伊藤博文（長州）、山口尚芳（佐賀）が任じられた。総勢50名の団員に加えて、中江兆民（仏）、津田梅（米）など後にさまざまな分野で活躍することになる人々約60名が各国への留学生として派遣されるため参加した。

2年間に及ぶ海外視察報告は、太政官少書記官の久米邦武によって編修され『特命全権大使米欧回覧実記』として1878（明治11）年に博識社から全5冊全100巻が刊行された。

繰り返せば、使節団の主要な目的は、幕末・明治維新に世界の状況や法制度がよく分からずに諸外国と締結した不平等条約の改正とともに、欧米各国の国家制度、産業技術、伝統文化などを視察することだった。新しい国づくりに挑んでいた明治新政府にとって、製鉄や工業という近代的な産業や、国を動かす政治制度、司法制度、社会制度など、西洋諸国の優れた点を学んでそれを自国に採り入れることもまた、喫緊の課題だった。また、使節団に同行した留学生たちも各国に留まって勉学に励み、帰国後に各界で活躍することが望まれた。使節団はまさに、「智識を世界に求め」たものだったのである。

2. 筆者の久米邦武とは？

久米 邦武（くめくにたけ、天保10年（1839） - 昭和6年（1931））は、明治から大正期の歴史学者。長男に洋画家の久米桂一郎。佐賀藩士。久米美術館が東京五反田にある。

肥前国に生まれる。佐賀藩校弘道館で学び、1862年に江戸に出て昌平坂学問所で学んだ後、明治政府に出仕。明治4年（1871年）、岩倉使節団の一員として欧米を視察。帰国後に、『米

『米回覽実記』を編集。明治21年(1888年)、帝国大学教授兼臨時編年史編纂委員に就任、重野安繹らとともに修史事業に関与する。在職中の明治25年(1892年)、田口卯吉の勧めにより雑誌『史海』に転載した論文「神道ハ祭天ノ古俗」の内容が問題となり、両職を辞任した(久米邦武筆禍事件)。のち早稲田大学教授。

鍋島直正(閑叟)に仕えていた佐賀時代

天保10年佐賀に生まれた邦武は15歳で藩校弘道館に入り、ここで晩年まで僚友となる大隈重信と知り合う。文久3年、24歳の時、江戸への遊学を命じられて昌平坂学問所に学ぶ。帰藩後は弘道館で教鞭を執りつつ、前藩主・鍋島直正の側近の一人となって佐賀藩の改革などにも携わった。

『米回覽実記』を明治11年に刊行した後、邦武は太政官の編修官となり国史の編修に従事。この機関は後に帝国大学に移管されたため、邦武は教授として教壇に立つ傍ら、史実の考証・実証主義を基盤とした研究を続け、多くの論文を発表。その中のひとつ「神道ハ祭天ノ古俗」が神道家や国家主義者から強い非難を浴び、邦武は帝国大学教授の職を辞することに。

久米邦武筆禍事件 (くめくにたけひつかじけん)

久米邦武の論文「神道ハ祭天ノ古俗」を1892年(明治25年)に田口卯吉が主宰する『史海』に転載したのをきっかけに問題となり、帝国大学教授職を辞することとなった事件。

この問題は、学問の自由(特に歴史学)と国体とのかかわり方について一石を投じた。政治に対する学問の独立性及び中立性を考えさせるものになった。

[経過]

1891年1月 「神道ハ祭天ノ古俗」を『史学雑誌』に発表する。

1892年 『史海』に転載する。このとき、主宰者の田口卯吉は以下の文を掲載する。

「余ハ此篇ヲ読ミ、私ニ我邦現今ノアル神道熱心家ハ決シテ緘黙スベキ場合ニアラザルヲ思フ、若シ彼等ニシテ尚ホ緘黙セハ余ハ彼等ハ全ク閉口シタルモノト見做サザルベカラズ」と述べ、神道家に挑発する。

1892年2月28日 神道家の倉持治休、本郷貞雄、藤野達二、羽生田守雄は久米邦武に詰め寄る。翌日も論文撤回を要求する。

1892年3月3日 久米は新聞広告を出し、論文を取り下げる。しかし、彼は、主張は曲げていない。

1892年3月4日 帝国大学教授職非職

1892年3月5日 『史学雑誌』第二編第23、24、25号及び『史海』第8号に発禁処分となり、一応の決着となる。

1893年3月29日 修史編纂事業の是非の議論起こる。そして、翌日、史誌編纂掛を廃止を決定し、4月7日に帝国大学総長浜尾新に通達する。

1893年4月10日 重野安繹、星野恒ら編集委員を解任